



# 鳥取県公報

平成15年5月9日(金)  
第7482号

毎週火・金曜日発行

## 目次

告示	包括外部監査契約の締結 (302) (総務課) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定 (303) (健康対策課) .....	1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (304) ( " ) .....	2
	家畜伝染病の発生 (305) (畜産課) .....	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (306) (耕地課) .....	2
	保安林の指定予定 (307) (森林保全課) .....	2
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金の一部改正 (308) (都市計画課) .....	3
公告	土地収用法施行令による公示送達 (管理課) .....	4

## 告示

### 鳥取県告示第302号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片山善博

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 契約の相手方    | 住所 米子市皆生新田三丁目14 - 7<br>氏名 安田 壽朗   |
| 2 契約の期間の始期  | 平成15年4月1日   |
| 3 契約の金額     | 2,000万円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額  |
| 4 契約金額の支払方法 | 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。 |

### 鳥取県告示第303号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片山善博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成15年5月1日

**鳥取県告示第304号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人社団辻谷外科医院	米子市糺町二丁目118 - 3	平成15年3月31日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135 - 1	平成15年4月30日

**鳥取県告示第305号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の種類	区分	頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1	倉吉市下米積438	平成15年4月28日

**鳥取県告示第306号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
県営金沢地区 排水対策特別事業	昭和61年3月31日

**鳥取県告示第307号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

米子市富益町字新開五54の4地先・56の9地先・57の8地先・57の9地先（以上4筆地先。次の図に示す部分に限る。）、字新開八99の2地先・100の3地先・100の5地先・字新開九121の3地先・128の4地先・128の7地先（以上6筆地先。次の図に示す部分に限る。）、字新開拾139の11地先・154の5地先・155の7地先・字新開拾壱164の8地先・164の10地先（以上5筆地先。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

飛砂の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第308号

平成14年8月16日付鳥取県告示第436号（鳥取県立東郷湖羽合町臨海公園の燕趙園の利用料金について）により告示した平成14年8月19日（月）から平成15年5月20日（火）までの間の入園者の利用料金を平成16年12月20日までの利用料金とすることについて、鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第8条第3項の規定に基づき平成15年4月1日承認したので、当該告示を次のように改正する。

平成15年5月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成14年鳥取県告示第436号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>平成14年3月12日付鳥取県告示第136号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について）の規定にかかわらず、平成14年8月19日（月）から平成16年12月20日（月）までの間は、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第8条第3項の規定に基づき承認したので、告示する。</p>	<p>平成14年3月12日付鳥取県告示第136号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金について）の規定にかかわらず、平成14年8月19日（月）から平成15年5月20日（火）までの間は、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園の利用料金を次のとおりとすることを鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）第8条第3項の規定に基づき承認したので、告示する。</p>

平成14年8月16日 鳥取県知事 片 山 善 博	平成14年8月16日 鳥取県知事 片 山 善 博
1 平成14年8月19日(月)から平成16年12月20日(月)までの間の入園者の利用料金	1 平成14年8月19日(月)から平成15年5月20日(火)までの間の入園者の利用料金
略	略
2 略	2 略

## 公 告

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達をする。

平成15年5月9日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 古谷孝明

2 公示事項

一般国道482号改築工事(鳥取県八頭郡用瀬町大字赤波地内)及びこれに伴う砂防設備の付替工事に係る裁判申請事件に係る土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第2項の裁決書は、1に掲げる者の住所が不明のため送達することができない。よって、当該裁決書は、鳥取県県土整備部管理課(鳥取市東町一丁目220)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。